平成２９年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市広峰１丁目10番３－２号、従前の住所兵庫県姫路市白国４丁目１番30―１号
債務者　大鹿　　洋
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５４７号
兵庫県加古川市尾上町今福19番地の５
債務者　小松由香子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８号
兵庫県姫路市広畑区長町１丁目72番地
債務者　長岡　久晃
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２１号
兵庫県神崎郡市川町美佐349番地
債務者　Ｃｒｅａｔｉｖｅ　Ｃｏｏｋｅｒｙ夢隠こと　田路　大樹
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９２号
奈良市大宮町３丁目２番50―705号
債務者　貴朋庵こと　溝田　貴志
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３９９号
奈良県大和郡山市小泉町1885番地37
債務者　仲谷　陽美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４００号
奈良市杉ヶ町27番地　山本ビル２Ａ号
債務者　山本　泰秀
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
奈良市法蓮町704番地の１　リバーハイツ佐保103号
債務者　大塚　由紀
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125　市営春日野団地23棟７号室
債務者　鳥井　勇輝
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第５号
福岡県飯塚市中443番地９　サンライズ幸袋305号（前住所　福岡県飯塚市幸袋537番地140）
債務者　香月　宗俊
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第６号
福岡県飯塚市中443番地９　サンライズ幸袋305号（前住所　福岡県飯塚市幸袋537番地140）
債務者　香月　信恵
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２１号
熊本市北区楠野町782番地２　吉本達男方
債務者　吉本　達也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３４号
熊本市中央区八王寺町46番１―301号　ハイム24
債務者　森　　美穂
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5210番地２　プレイヤード103号室
債務者　八木　美妃
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１５号
宮崎県都城市山田町山田4317番地　西椏第２団地　54―２号
債務者　坂元めぐみ
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方4137番地、前住所宮崎市大塚町窪田3233番地　押川コーポＢ105号
債務者　甲斐　稔史
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部